

# 令和4年第1回東海村議会定例会追加提出議案説明要旨

令和4年3月25日

おはようございます。

今定例会に追加提出いたしました議案の概要について、ご説明申し上げます。

今回追加提出いたしました議案は、補正予算1件、業務委託契約の締結1件、工事施行協定締結事項中の変更1件、和解及び損害賠償の額の決定1件、人事案件17件、追認議案として、和解及び損害賠償の額の決定87件の合計108件でございます。

**議案第30号** 令和3年度東海村一般会計補正予算(第10号)につきましては、予算総額に変更はなく、繰越明許費を追加するものでございます。

**議案第31号** 東海村衛生センターし尿処理施設運転管理に係る業務委託契約の締結につきましては、随意契約により 3億2,373万円で住友重機械エンバイロメント株式会社と業務委託契約の締結をするものでございます。

**議案第32号** 令和2年第2回定例会で議決を受け、東日本旅客鉄道株式会社と締結した常磐線東海構内舟石川こ線道路橋修繕工事の施行協定について、信号通信ケーブルの移設の必要がなく

なったため、協定金額2億1,730万円を1億6,889万6,037円に、  
変更協定の締結をするものでございます。

**議案第33号 和解及び損害賠償の額の決定につきましては**、東海村役場敷地内で発生した事故に関し、和解し、及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、**議案第34号から議案第93号までの**、和解及び損害賠償の額の決定につきましては、過去に発生した村の瑕疵による事故に関し、**議案第94号から議案第120号までの**、和解及び損害賠償の額の決定につきましては、過去に発生した公用車による交通事故に関し、和解し、及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定による議会の議決を得ていなかったため、追認議決を求めるものでございます。

**同意第1号 東海村監査委員の選任につきましては**、議会選出監査委員 よしだ みちひろ 吉田 充宏 氏の辞任に伴い、新たに おおうち のりお 大内 則夫 氏を選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

**同意第2号 東海村農業委員会委員の任命につき認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合の同意につきまし**

ては、東海村農業委員会委員の少なくとも4分の1を認定農業者等及びこれらに準ずる者としたいので、農業委員会等に関する法律施行規則第2条第2号の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

同意第3号から同意第16号までは東海村農業委員会委員の任命についてでございます。

同意第3号は、<sup>しみず しげる</sup>清水 繁 氏、同意第4号は、<sup>みやうち かいち</sup>宮内 加一 氏、  
同意第5号は、<sup>みやもと じんきち</sup>宮本 甚吉 氏、同意第6号は、<sup>はしもと みちお</sup>橋本 道雄 氏、  
同意第7号は、<sup>いしかわ ひとし</sup>石川 仁 氏、同意第8号は、<sup>おがわ いえのぶ</sup>小川 家信 氏、  
同意第9号は、<sup>はぎや ひでゆき</sup>萩谷 英之 氏、同意第10号は、<sup>ないとう さとる</sup>内藤 悟 氏、  
同意第11号は、<sup>はなわ かづみ</sup>塙 一美 氏、同意第12号は、<sup>かもしだ のぶお</sup>鴨志田 信雄 氏、  
同意第13号は、<sup>ながしま つとむ</sup>長嶋 勉 氏、同意第14号は、<sup>さだおか みき</sup>定岡 美紀 氏、  
同意第15号は、<sup>おおうち しずお</sup>大内 静夫 氏、同意第16号は、<sup>ねもと やえこ</sup>根本 八重子 氏を任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦につきましては、

<sup>いちげ くみこ</sup>市毛 久美子 氏の任期満了に伴い、新たに <sup>かまだ</sup>鎌田 まり 氏を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

なお、今回の追認議案につきましては、昨年、県内他自治体で和解及び損害賠償の額の決定議案が未提出であったことの公表を受けまして、過去の事案を確認しましたところ、村道の破損が原因で起きた事故や、公用車による交通事故等で、87件の未議決案件があることが判明したことによりまして、提出するものでございます。

本件は、事務処理に当たり、関係法令等の認識を欠いていたことが原因で、損害賠償金の全額が、加入保険により補填され、新たな財政支出を伴わないことから、議会への報告は必要ないという誤った認識により事務処理を行っていたことによるものでございます。

この場をお借りしまして、深くお詫び申し上げます。

今後は、全庁的な統一認識のもと、議案提出に漏れがないよう、法令遵守を徹底し、再発防止に努めてまいります。

以上、追加提出いたしました議案について概要を申し上げましたが、詳細につきましては、お手元の議案書等によりご審議のうえ、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりますが、3月16日付けで、追認議案に関連しました『専決事項の指定について』のご依頼をいたしております。

相手方への速やかな救済の観点から、軽易な事項で、その和解及び損害賠償の額の決定に関する事案につきましては、本職において専決処分ができますようお願いするものでございます。併せ

まして慎重なるご審議のうえ、議決を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

以上で、追加議案の説明を終わらせていただきます。